

市町村等の事務処理について

目 次

【 都道府県事務 】

1	介護保険審査会関係	1
2	財政安定化基金関係	10
3	公設民営等の取扱いについて	38

【 市町村事務 】

1	11年度市町村事務	
(1)	準備期間中の事務処理手順	45
(2)	被保険者証について	70
2	被保険者の異動と届出の関係	75
3	基準該当サービスについて	
(1)	基準該当サービス事業者の登録について	83
(2)	代理受領について	113
4	給付事務処理	
(1)	高額介護サービス費事務フロー	117
(2)	標準負担・利用者負担額減額事務フロー	138
(3)	様式	147

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

介護保険審査会運営指針（案）

1 審査会委員等の取扱い

（1）審査会委員

審査会委員の任命に当たっては以下の事項に留意されたいこと。

①被保険者を代表する委員（3名）

- ・保険者の役員又は職員でない被保険者であること。
- ・第2号被保険者のみで構成されないこと。

なお、委員を選定するにあたっては必ずしも公募の必要はないこととする。

②市町村を代表する委員（3名）

- ・なるべく各市町村の長、広域連合の長等保険者の代表をもってこれに充てること。

③公益を代表する委員

- ・専門調査員を置かない都道府県にあっては、要介護認定処分に関する合議体1つにつき最低1名は、保健医療福祉の学識経験者を置くことが望ましい。
- ・法曹関係者、行政経験者等紛争解決について見識のある者を各合議体につき最低1名は置くこと。

なお、都道府県の民生部長及び介護保険担当部長をこれに充てる必要はないこととする。

原則として、介護保険審査会の委員と当該都道府県内に区域を有する市町村に係る介護認定審査会の委員を兼務することはできない。

例外的に、当該委員を選任しなければ当該介護保険審査会において適切な人材が確保できず、その運営が困難となる場合に限り、兼務を認めることとする。

なお、その場合であっても当該委員が所属する介護認定審査会で審査・判定した案件については、当該委員が所属する合議体で審査・判定した案件でなくとも、当該委員の属する合議体では取り扱わないとする。

（2）要介護認定処分に関する合議体

- ・合議体の委員の任命に当たっては、各合議体の委員の構成が不均衡とならないように留意されたい。
- ・合議体の委員は3ヶ月に1回程度ごとに合議体の所属を変更できることとし、一定期間、いずれの合議体にも所属せず、従って、合議体への出席を要さない

委員を設けることを念頭に多めの委員をあらかじめ任命しておく取扱いが可能であること。

(3) 専門調査員

審査請求事件の処理の迅速化・正確化を図るため、審査会に専門調査員を置くことができる。専門調査員は保健医療福祉の学識経験者とし、都道府県知事が任命することとされている。

その選任に当たっては、以下の事項に留意されたいこと。

- ・専門調査員の数については、都道府県における要介護認定等にかかる審査請求件数の見込みや審査体制等を勘案する。
- ・専門調査員の担当する合議体は特に定める必要はない。
- ・原則として、専門調査員と介護認定審査会の委員を兼務することはできない。

例外的に、当該専門調査員を選任しなければ当該介護保険審査会において適切な人材が確保できず、その運営が困難となる場合に限り、兼務を認めることとする。

なお、その場合であっても当該専門調査員が所属する介護認定審査会で審査・判定した案件については、当該専門調査員が所属する合議体で審査・判定した案件でなくとも、当該専門調査員の担当する合議体では取り扱わないこととする。

2 審査請求の手続き

(1) 審査請求の提起

①申請

- ・都道府県はあらかじめ審査請求の受付窓口を定めておき、市町村に対して情報提供をすること。市町村は不服申し立ての教示を行うに当たっては、介護保険審査会の住所、連絡先等を示すなど適切に行うこと。
- ・市町村を経由して審査請求がされた場合であっても、市町村は審査請求書に記載すべき事項に不足や誤りがないかなどの形式的な審査を行ったうえで、介護保険審査会に送付する。
- ・審査請求を受け付けるに当たり、審理を適切かつ円滑に行うという観点から当該審査請求人の審査請求の理由（訪問調査、主治医意見書、二次判定の瑕疵等）をできるだけ明確に記載してもらうことが望ましい。

- ・審査請求書を受け付けた後であっても審査請求人の主張等に不明確な点がある場合、介護保険審査会は隨時審査請求人に対して電話等でその趣旨等を確認することができる。

②口頭での審査請求受理

- ・審査請求は、簡易迅速な手続きによる救済という趣旨から、原則として書面によることとされている。
- ・本人が口頭による審査請求を望む場合には、審査請求人等に、③に掲げる事項を陳述させ、介護保険審査会の作成した審査請求録取書に誤りのないことを確認させたうえ、押印させる。
- ・口頭による審査請求は、出来る限り、事前に日時を設定するとともに、複数の職員で審査請求録取書をとるなど、迅速正確に手続きが行えるように対応することが望ましい。

③審査請求書の記載事項例

- ・審査請求人の住所、氏名、生年月日（押印）
- ・審査請求人が処分に係る被保険者の場合には被保険者番号、被保険者でない場合は被保険者との関係
- ・審査請求が代理人によってなされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所
- ・審査請求にかかる処分
- ・処分があったことを知った年月日
- ・審査請求の趣旨及び理由
- ・審査請求の年月日

④補正命令

- ・審査請求が適式要件あるいは適法要件を欠いている場合には申請は不適法として却下することになる。

審査請求人の氏名、審査請求に係る処分、審査請求の趣旨及び理由等、そのために審査請求の内容が特定できない事項の記載が欠けており、かつそれが補正可能なものである場合には介護保険審査会は相当の期間を定めてその補正を命じなければならない。

適式要件： 審査請求書の記載すべき事項が記載されているかなど審査請求が方式に適合しているかどうかの要件

適法要件： 審査請求人適格を欠いていないかなど審査請求が適法かどうかの要件

この場合、審査請求人が、所定の期間までに補正をしないときは、その審査請求は却下される。

なお、上記以外の瑕疵があり、介護保険審査会が相当の期間を定めて任意の補正命令を求めた場合については、当該期間中に補正がなされなかつたとしてもそのことのみをもってただちに当該審査請求を却下することはできない。

⑤審査請求人適格

- ・当該処分によって直接に自己の権利利益を侵害された者に認められる。
(要介護認定処分に対する審査請求について審査請求人適格が認められるのは、被保険者本人のみに限られ、居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者等は審査請求人適格は認められないと考えられる。ただし、代理人として審査請求することは可能である。)

(2) 実質審理等

①要介護認定に係る審理

- ・審理については審査請求時点ではなく原処分が行われた時点での処分について審理を行う。
- ・審査請求人の主張点及び行政庁の反論点を中心に審理を行う。
- ・審査・判定の結果、市町村の認定結果と介護保険審査会が正しいと判断する認定結果が異なる場合は、審査請求を認容するとともに、その認定結果を裁決書の理由のなかで言及することができる。
- ・手続き上の瑕疵（訪問調査票の記入漏れ等）があり、市町村において審査・判定をやり直すことが適當と認められる場合は正しい要介護度がどの程度かについてまで審理することなく認容することが可能であるものとする。
- ・専門調査員を置く介護保険審査会では、合議体での審査に先立って事前に調査を行い、その結果を当該事件を受け持つ合議体に報告させることができる。

②弁明書

- ・審査請求を受けた介護保険審査会は、処分庁に対して相当の期間を定めて弁明書の提出を求めることができる。

相当の期間とは、要介護（支援）認定処分に対する審査請求については、1

～2週間程度が適当と考える。

③反論書

- ・弁明書の提出を受けた介護保険審査会は弁明書を審査請求人に送付する。
- ・審査請求人は弁明書に対する反論書を提出することができる。
なお、介護保険審査会は反論書の提出に当たり相当の期間を定めることができる。
さらに必要な場合には再弁明を求めることができる。この場合、再弁明書を審査請求人に送付するとともに再反論書の提出を求めることができる。

④審査請求人若しくは関係人の出頭の手続き

- ・審理は基本的には書面での審理を行う方が望ましい。
ただし、審査請求人と保険者との間に事実関係の認識が著しく異なっている場合等特に必要と認める場合については、審査請求人や関係人に対して出頭を求めて、意見を述べさせが必要と考える。

⑤口頭意見陳述

- ・審査請求人の申立があったときには、介護保険審査会は、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(3) 裁決等

- ・介護保険審査会は審理を行い、裁決を行う。
- ・裁決書の原案は事務局が作成する。
- ・介護保険審査会は要介護認定に係る処分に対して認容の裁決をした場合、市町村に対して裁決書の謄本を送付する際に、当該審査請求での審査に用いた資料を提供する等必要な情報提供を行うことが適当と考えられる。
- ・市町村は当該裁決の趣旨を踏まえて処分のやり直しを行う。

○認容・審査請求に理由があるときであり、原処分を取り消す。

- ・要介護認定にかかる処分の審査請求の場合、裁決の趣旨を踏まえて要介護認定のやり直しを行う。

○棄却・審査請求に理由がないときであり、原処分は妥当なものである。

○却下・審査請求が法定の期間経過後になされたものであるとき、その他不適法であるときであり、原処分は妥当なものである。

裁 決 書

審査請求人	氏名	〇〇〇〇
	生年月日	〇年〇月〇日
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人が平成11年〇月〇日付けで提起した平成11年度要介護認定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

原処分は、平成12年4月1日をもってこれを取り消す。

なお、本通知書は、平成12年4月1日に、平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果に係る要介護認定についての審査請求に対する裁決書として取り扱われます。

不服の要旨

本件審査請求は、保険者〇〇市（以下「保険者」という。）が審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して、平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果について、〇〇〇〇であり、妥当性がないため、その取消を求めるものである。

裁決の理由

本件につき、審査した結果、保険者が審査請求人に対して平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果については、〇〇〇〇であって〇〇〇〇と判断される。

以上により、本件審査請求はその理由があるものとする。

以上のとおりであって、本件審査請求は主文のとおり裁決する。

〇〇県介護保険審査会
会長 〇〇〇〇

裁決書

審査請求人	氏名	〇〇〇〇
	生年月日	〇年〇月〇日
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人が平成〇年〇月〇日付けで提起した平成11年度要介護認定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

平成〇年〇月〇日付けで通知された要介護認定の判定結果に関してあなたが行った審査請求は、これを棄却する。

〔なお、本通知書は、平成12年4月1日に、平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果に係る要介護認定についての審査請求に対する裁決書として取り扱われます。〕

不服の要旨

本件審査請求は、保険者〇〇市（以下「保険者」という。）が審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して、平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果について、〇〇〇〇であり、妥当性がないため、その取消を求めるものである。

裁決の理由

本件につき、審査した結果、保険者が審査請求人に対して平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果については、〇〇〇〇であって〇〇〇〇と判断される。

以上により、本件審査請求はその理由がないものとする。

以上のとおりであって、本件審査請求は主文のとおり裁決する。

〇〇県介護保険審査会
会長 〇〇〇〇

(施行日後の裁決書例 認容の場合)

文書番号
平成〇年〇月〇日

裁 決 書

審査請求人	氏名	〇〇〇〇
	生年月日	〇年〇月〇日
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人が平成〇年〇月〇日付けで提起した要介護認定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

原処分は、これを取り消す。

不服の要旨

本件審査請求は、保険者〇〇市（以下「保険者」という。）が審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して、平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果について、〇〇〇〇であり、妥当性がないため、その取消を求めるものである。

裁決の理由

本件につき、審査した結果、保険者が審査請求人に対して平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果については、〇〇〇〇であって〇〇〇〇と判断される。

以上により、本件審査請求はその理由があるものとする。

以上のとおりであって、本件審査請求は主文のとおり裁決する。

〇〇県介護保険審査会
会長 〇〇〇〇

(施行日後の裁決書例　棄却の場合)

文書番号
平成〇年〇月〇日

裁　　決　　書

審査請求人	氏名	〇〇〇〇
	生年月日	〇年〇月〇日
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人が平成〇年〇月〇日付けで提起した要介護認定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主　文

平成〇年〇月〇日付けで通知された要介護認定の判定結果に関してあなたが行った審査請求は、これを棄却する。

不服の要旨

本件審査請求は、保険者〇〇市（以下「保険者」という。）が審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して、平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果について、〇〇〇〇であり、妥当性がないため、その取消を求めるものである。

裁決の理由

本件につき、審査した結果、保険者が審査請求人に対して平成〇年〇月〇日付けで通知を行った要介護認定の判定結果については、〇〇〇〇であって〇〇〇〇と判断される。

以上により、本件審査請求はその理由がないものとする。

以上のとおりであって、本件審査請求は主文のとおり裁決する。

〇〇県介護保険審査会
会長 〇〇〇〇